



発行 新潟県
第 45 号
 令和2年6月16日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 701 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 702 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 703 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 704 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 705 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 706 保安林の指定予定（治山課）
- 707 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 708 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 709 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 710 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 711 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 712 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 713 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 714 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 715 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 716 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 717 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 718 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務公募型プロポーザルの実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第701号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 木戸病院
- 2 所 在 地 新潟市東区竹尾4丁目13番3号
- 3 有効期間 令和2年7月1日から
令和5年6月30日まで

◎新潟県告示第702号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称 五泉中央病院
- 2 所在地 五泉市太田489番地1
- 3 有効期間 令和2年7月9日から
令和5年7月8日まで

◎新潟県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	グッドタイムサポート ・長岡	新潟県長岡市下々条 2丁目1373番地1	株式会社創生事業 団	令和2年6月1 日
訪問介護	ヘルパーステーション さかまち	新潟県村上市坂町字 腰廻1860番地27	社会福祉法人愛宕 福祉会	令和2年6月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション デューン上越	新潟県上越市仲町4 丁目3番19号マルケ ー・バスビル3階1室	株式会社N・フィ ールド	令和2年6月1 日

◎新潟県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションせきかわ	新潟県岩船郡関 川村大字湯沢 1826番地2	社会福祉法人愛 宕福祉会	訪問介護	令和2年5月 15日	令和2年5月 31日
ヘルパーステーションはーと長岡	新潟県長岡市下 々条2丁目1373 番地1	株式会社アクティ ブ・ケア	訪問介護	令和2年4月 20日	令和2年5月 31日
フレッシュ・イン・こぶし	新潟県長岡市深 沢町2278番地8	社会福祉法人長 岡福祉協会	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	令和2年3月 27日	令和2年3月 31日

◎新潟県告示第705号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
地方卸売市場株式会社新津食品流通センター
新潟県新潟市秋葉区草水町1丁目9番14号
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社新津食品流通センター

- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県新潟市秋葉区草水町1丁目9番14号
野菜、果物、鶏卵、花き、加工食品

4 認定年月日

令和2年6月9日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町神谷字裏山丙1373の1（次の図に示す部分に限る。）、丙1373の12、丙1373の16から丙1373の20まで、丙1373の22、丙1373の23、丙1373の28、丙1373の30から丙1373の32まで、丙1373の41、丙1373の58、丙1373の111、丙1373の112、丙1373の116、丙1373の133

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年6月16日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市頸城区片津509番地1 今井 一郎

退任年月日 令和2年3月31日

◎新潟県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を令和2年6月8日認可した。

令和2年6月16日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和2年6月8日認可した。

令和2年6月16日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第710号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土

地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和2年6月16日から令和2年7月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 国仲西部土地改良区	国仲西部土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	佐渡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第711号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和2年6月16日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
十日町市 中里土地改良区	朴木沢	農業用排水 施設整備(基 盤整備促進)	新規	令和2年6月8日	第48条

◎新潟県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和2年6月16日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
十日町市 十日町土地改良区	小坂	農業用排水 施設整備(基 盤整備促進)	新規	令和2年6月8日	第48条

◎新潟県告示第713号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営年友地区

区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和2年6月17日から令和2年7月14日まで

3 縦覧に供する場所
長岡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び燕市の一部を受益地域とする県営平野新地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和2年6月17日から令和2年7月14日まで

3 縦覧に供する場所
長岡市役所及び燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営伊米ヶ崎中央地区区画整理・農業用排水施設整備（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年6月17日から令和2年7月14日まで
- 3 縦覧に供する場所
魚沼市役所本庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、令和2年6月17日から令和2年7月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	畔屋	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の

取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、令和2年6月17日から令和2年7月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	本条	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 小出奥只見線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番から	新	(A) 1.6～20.0メートル	286.0メートル
同市湯之谷芋川字岩鼻37番2まで		(B) 2.5～7.0メートル	276.6メートル

	旧	1.6～20.0メートル	286.0メートル
--	---	--------------	-----------

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、小型燃料電池バス用水素供給設備構成機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

小型燃料電池バス用水素供給設備構成機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 入札参加申請書等の提出前に、本調達案件の詳細について産業振興課から説明を受けた者であること。

(5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和2年7月28日(火) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和2年7月29日(水) 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年6月22日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年7月14日(火)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加申請書等は新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の成立要件

契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(11) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Hydrogen Fuel Cell Refilling Facility Components [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Tue.) July 14, 2020

(3) Date of bid opening:

2:30P.M. (Wed.) July 29, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放射線測定機器の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射線測定機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和2年7月28日（火） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和2年7月29日（水） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年7月1日（水）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年7月15日（水）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Radiation Monitoring Equipment [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Wed.) July 15, 2020

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. (Wed.) July 29, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和2年6月16日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

令和2年6月16日（火）から令和2年6月26日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課

電話番号025-522-7711

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和2年7月7日（火）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和2年6月16日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 令和2年6月16日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。

(5) 一般病床数400床以上の病院の医用画像管理システムの開発業務を履行した実績を2件以上有すること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和2年7月2日（木）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院医用画像管理システム構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和2年7月28日（火）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院医用画像管理システム整備業務提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

- (1) 提出された書類は、新潟県立中央病院医療情報システム設計構築業務事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさない者
 - イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者
 - ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
 - エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
 - オ 事業者選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
 - ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者
- (4) プレゼンテーションの実施
提案書（自由様式）について、プレゼンテーションを実施する。ただし、事業者選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。
- (5) 審査及び結果の通知
事業者選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。
審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。
なお、審査における評価基準については、「新潟県立中央病院 医用画像管理システム構築業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

8 契約の締結

- (1) 契約の締結の交渉
 - ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について、契約締結の交渉を行う。
 - イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。
 - ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。
- (2) 履行期限
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (3) 契約書の作成 要

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書等に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更する事ができない。
- (8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

10 Summary

- (1) Subject matter of proposal
Picture Archiving and Communication Systems for Niigata Prefectural Central Hospital
- (2) Deadline for Application
July 2 , 2020 5 : 15 P.M.

- (3) Deadline for Proposal Submission
July 28 , 2020 5 : 15 P.M.
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Office : Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Central Hospital
Address : 205 Shinnan-cho, Joetsu City, Niigata
943-0192 Japan
Tel : 025-522-7711
Fax : 025-521-3720

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医用X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年6月16日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
医用X線撮影装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年9月30日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年6月25日（木）午後5時00分

4 入開札の日時及び場所

令和2年7月1日（水）午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年6月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

一般X線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年12月28日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年6月26日(金)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年6月30日(火)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。